

# 令和6年（2024年）度 在宅高齢者等福祉タクシー利用券のしおり

小田原市では、在宅の介護を要する高齢者等が通院時等に、タクシーを利用した場合に、運賃の一部（初乗り運賃相当額）を助成しています。

## 利用できる方

小田原市に住所を有する方で、介護保険の要介護認定で**要介護3以上**と認定された方。  
ただし、次の方は**対象外**となります。

- ・在宅重度障がい者等福祉タクシー利用助成対象者
- ・軽自動車税又は自動車税の減免を受けている方
- ・施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）に入所している方
- ・医療機関に長期入院している方

## 利用券の交付枚数

- ・対象者1人に1か月当たり4枚（4月末日までの申請は48枚交付。5月以降は翌年3月末日までの月数×4枚交付）

## 利用の方法

- ・利用券は、**乗車1回につき1枚に限り**利用できます。なお、ひと月の利用枚数に制限はありません。
- ・タクシーに乗車するときは、あらかじめ「小田原市在宅高齢者等福祉タクシー利用者証兼利用券つづり」と「本人確認書類」を運転手に提示し、利用できることを確認してください。
- ・市が負担する金額は、乗車運賃のうち該当する車種別（小型車・普通車・大型車・特定大型車）の「初乗り運賃相当額等（福祉有償運送を利用したときは上限500円）」、**時間制運賃での利用の場合は各事業所で設定している距離制の初乗り運賃相当額（時間制運賃のみで営業しているタクシーの場合は一律600円）**となります。差額はお支払いください。
- ・タクシーを電話で呼んだときは迎車料金が、配車時間の予約した場合は予約料金が、深夜・早朝の場合は割増料金が加算されますのでご承知おきください。
- ・タクシーの利用の際は、**必ず介助する方を伴って**利用してください。

## 注意事項

- ・利用者証兼利用券つづりは、本人以外の方は利用することができません。
- ・利用者証兼利用券つづりを譲渡したり、担保に供することはできません。
- ・紛失、盗難、その他いかなる事情があっても、同じ年度内に利用者証兼利用券つづりの再発行はいたしませんのでご注意ください。
- ・**利用資格がなくなったときは、速やかに利用者証兼利用券つづりを返却**してください。
- ・この制度の趣旨に反して利用者証兼利用券つづりを利用した場合は、市が負担する金額相当額の支払いと利用者証兼利用券つづりの返還をしていただきます。
- ・リフト付きタクシーを利用する際、車の乗降については必ず家族の方等が介助して下さるようお願いいたします。
- ・タクシー運転者等への苦情については、「会社名」「日時」「乗車場所」「降車場所」等をメモするなどして、直接タクシー会社又は高齢介護課に連絡してください。

## 利用者証兼利用券つづりの有効期間等

- ・利用者証兼利用券つづりの有効期間：令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで
- ・有効期間を過ぎると利用者証兼利用券つづりは、利用できません。
- ・翌年度分の利用者証兼利用券つづりは、令和7年3月下旬に交付申請を受け付ける予定です。（受付開始日は、広報小田原令和7年3月号に掲載します。）
- ・未使用の利用者証兼利用券つづりは、新しい利用者証兼利用券つづりの交付を受ける際などにお返しく下さい。

## 利用者証兼利用券つづりが利用できる協力会社・福祉有償運送の一覧

- ・「※印」は、車椅子ごと利用できるリフト式等のタクシーがあります。

### 協力会社

（令和6年3月25日現在 46社）

会社名	電話	会社名	電話
※神奈中タクシー(株) (伊勢原地区)	0570-066-311	※神奈中タクシー(株) (藤沢・茅ヶ崎・平塚・二宮・秦野地区)	0570-077-030
*伊豆箱根交通(株)	35-0818	※一色タクシー	070-9175-1155
箱根モビリティサービス(株)	0120-148-512	辻堂交通(株)	0466-33-1155
※小田原報徳自動車(株)	0120-22-4155	※福祉タクシーあしがら	090-1794-9095
※太陽自動車(株)	0120-22-4155	※(株)愛鶴	0463-83-7777
※日本交通横浜(株)小田原営業所	0120-61-2151	※やすらぎ介護タクシー	090-4029-0400
箱根観光自動車(株)	0120-31-8505	福祉タクシースギタ	90-5816-4615
ケイエム大箱根自動車(株)	0120-34-9571	※(有)栄喜	37-2388
※富士箱根交通(株)	24-1380	※福祉タクシーらら	83-5885
松田合同自動車(株)	83-0171	東横交通(株)	046-221-3216
※松田合同自動車(株)山北営業所	75-1658	※NPO法人西関東民間救急センター	20-3357
(株)箱根タクシー	0460-83-6465	※菊地介護タクシー	0800-700-1110
※真鶴タクシー(有)	64-0221	※福祉タクシーさんぼ	0120-83-7376
※福祉タクシー千+α	080-3717-0620	※介護タクシー希望	080-2046-1616
※(一社)患者移送サービス協会	045-286-5285	NPO法人ハピネス	46-8394
※湯河原タクシー(株)	63-4111	※(株)YOROZU	44-4542
※門川ハイヤー(有)	62-2538	※フジ交通(株)	0466-36-9141
中川ハイヤー(有)	78-3214	※民間救急 bay dream 福祉&観光タクシー	090-4028-4300
※秦野交通(株)	0463-81-6766	※れもんケアステーション	20-7936
※(有)シェイクハンズ	66-3770	※エニコー	20-4415
※介護タクシーCSケア	0463-20-9550	※介護タクシーしらさぎ	090-2257-1186
※(株)エイチ・エス・エー	32-2562	※介護タクシーひまわり	080-5020-4037
※(有)なかはま商会	43-4121	(株)このまちふくし	46-8431

福祉有償運送（事前登録等が必要です。予め利用方法等をご確認ください。）

団体名	電話	団体名	電話
※NPO法人歩歩	38-3366	※NPO法人移送ボランティア車窓の会	080-1135-3006
※NPO法人音楽カレッジみゅう	43-9181	潤生園お出かけサポート	31-1144

問い合わせ先 小田原市役所 福祉健康部 高齢介護課 TEL 33-1841